



富士見市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき令和5年度随時監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

富士見市監査委員 鈴木弘基 

富士見市監査委員 尾崎孝好 

令和 5 年 度

随 時 監 査 結 果 報 告 書

富 士 見 市 監 査 委 員

## 令和5年度随時監査結果報告書

本随時監査（以下「監査」という。）は、富士見市監査委員監査基準（令和2年監査告示第3号）に準拠している。

### 1 監査の対象

令和4年度（以下「前年度」という。）の定例監査対象課所のうち、次の1課を監査対象課に選定した。

(1) 都市整備部 都市計画課

### 2 監査の着眼点及び主な実施内容

前年度の施設監査の結果、検出された事項について、その改善等措置状況の確認を行い、又必要に応じて質問を行い、関係職員から説明を聴取した。

### 3 監査の日程及び実施場所

日 程 令和6年1月25日（木）

実施場所 交流施設及びみずほ台中央公園

### 4 監査の結果

監査の結果、対象施設は改善等の措置が図られ、適正に管理されていた。

### まとめ（意見）

監査の結果については、以上記述したとおりである。

今後においても、利用する方が快適に利用できるよう、適正な管理に務めていただくよう要望する。

以上、令和5年度随時監査結果報告とさせていただきます。